事業番号 0405

		平成25年行政事業レビューシート						<u> </u>	(文部科学省)				
4	事業名	美術	おお 補償制度に			担当部			文化庁		作成責任者		
	集開始 • (予定) 年度	平成23年度~平成25年度			担当	課室	文化財	部美術学芸課	美	術学芸課長	長 江﨑典宏		
会	計区分	一般会計			政策・	施策名	XⅢ 文化による心豊か XⅢ-4 文化芸術振興のた						
()	拠法令 具体的な 頁も記載)		る美術品損害 、同施行令 第4			関係する通知		展覧会におけるついて(通知)(美術品損害の 平成23年6月1日			の施行に	
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以 内)			拡大に資する展					収府が当該損害を补 ることを目的とする					
(5行和 別	程度以内。添可)	知、各地での説り 合、政府は、補償 委託するものであ	明会等を通じて、 賞契約に基づき補 ある。	、本制度の趣旨 補償金を支払う	音・目的、申請方 う義務を負うが、	う法等につい 補償金のう	Nて解説し 支払に当 <i>†</i>	償制度)を運用する ハ制度利用を促す たっては、損害額の	ものである。また)査定等の政府の	:、対象美術)業務の一	品に損害:	が発生した場	
実	施方法	■直接実施	■委託・讃			□負担	□ 3	交付 □貸	付 口そ	の他 ————			
		3/4		22年度		23年度		24年度	25年	度	26年度要求		
			初予算			1		1	1			-	
予	算額・	の状	正予算				_						
*	执行額 立:百万円)	況 繰越し等							-				
\	2. [25, 17	計				1		1	1				
		執行額						0.3					
		執行率(%)						53.8%				口捶店	
		成果指標					単位	22年度	23年度	24年	度	目標値 (25年度)	
月	目標及び成 果実績 ウトカム)	契約件数			成果実績	<u> </u>		5	5		5 目標値は、 3:5件,H24: 10件)		
					達成度	%		100	50				
			活動指	旨標			単位	22年度	23年度	24年	度 25:	年度活動見込	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)		美術品補償制度の説明回数			活動実績			6	2		_		
		XIII HA III IX III				(当初見込み)	<u> </u>		10	3		(3)	
	位当たり コスト	2	255,000(円/	/説明回数)		算出根拠	(職員旅	費+庁費)÷説明[回数				
	費	費目	25年度当初予	9 26年	度要求			主	な増減理由				
平成	職	員旅費	0.2 百万	5円	_								
2 5	Г	庁費	0.3 百万	5円	_								
2	文化芸術	「振興委託費	0.1 百万	5円	_								
6													
年度予													
算内													
訳		<u></u>	00=	<u></u>									
		計	0.6 百万	カ円	_								

	事業所管部局による点検							
	項目	評価	評価に関する説明					
国业	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	. 0	- 本事要け 屋覧会の間保ま士福」 国民が学作りを懸					
必費要投	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	0	・本事業は、展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とし、国民のニーズが					
性入の	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	: 0	あり優先度が高い事業である。					
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	0						
事	受益者との負担関係は妥当であるか。	0	・支出に当たっては、各社の見積書を徴取し、比較する ことを通じ、競争性を担保しつつ、コスト削減に努めてい					
業の	単位当たりコストの水準は妥当か。	0	る。 ・・美術品補償制度の適用案件が生じた際の、保険会社					
効率	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	0	に補償対象損害の調査等を委託するための経費について、平成24年度は適用案件がなかったため、不用率が					
性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	0	大きくなっている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	0						
事業	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果 あるいは低コストで実施できているか。	的〇	・美術品補償制度を通じて展覧会の開催の支援等を実					
の有	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	0	施し、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を提供するものである。					
効性	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	0						
重	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	_						
複	事業番号類似事業名所管府省·部局名	3						
排除								

検結果

美術品補償制度により、(万が一に損害が生じた場合における)国の負担の下に、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に多様で優れた展覧会が開催されているとともに、海外の美術品等を紹介することによる国際文化交流の推進、審査を通じた美術館等の展覧会の企画・運営能力の向上等の効果が発揮されている。

外部有識者の所見

本事業においては、機会を捉えた説明等を通じて美術品補償制度の利用を促し、制度創設以降10件に本制度を適用するといった成果が上がっていると認められる。しかしながら、より効果の高い事業とするため、今後は制度の利用対象となる海外の美術館等への広報・周知を重点的に行うことにより、本制度の理解促進を行い、より一層の利用を促すといった改善を検討すべきである。

行政事業レビュー推進チームの所見

事業全体の抜

本

所期の目的を達成したことから、平成25年度をもって廃止すべきである。ただし、今後は、制度の利用対象となる海外の美術館等への周知 等に関する効率的・有効的な方法を検討した上でこれに重点化し、本制度の理解を促進、より一層の利用を促すように改善するため、新たな 事業に再構築すべきである。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

廃 止 本事業については、所期の目的を達成したことから、平成25年度限りで廃止することとする。一方、今後、本制度の利用をより一層促進する ため、海外の主要な美術館・博物館等を対象として、広報を実施し、制度への理解を促進する新たな事業に再構築することとする。

備考

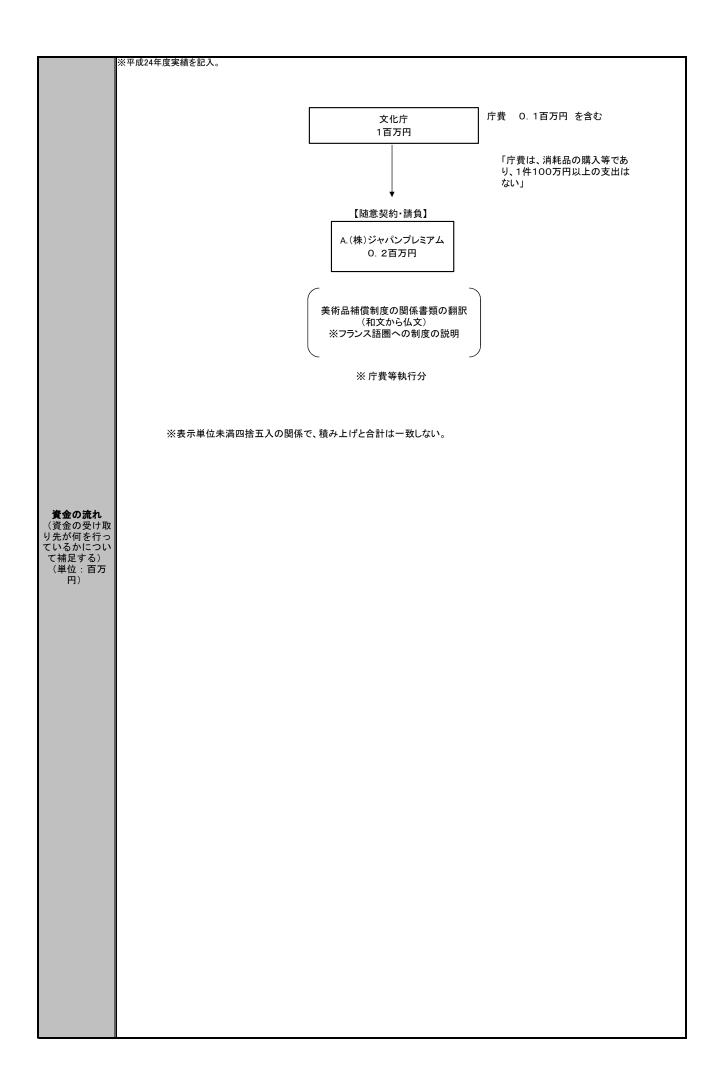
展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)(平成23年6月1日 23庁房第108号)

文化庁HP「展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について(通知)」

スにパロド 皮見去にのける天前加損者が補遺に関する太洋寺の施11にご http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/hosyoseido/hourei.html

関連する過去のレビュー	・シートの事業番号	

		平成22年	_	平成23年	新23-0087	平成24年	0440
--	--	-------	---	-------	----------	-------	------



		A.(株)ジャパンプレミアム			E.	
	費 目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	その他	美術品補償制度の関係書類の翻訳	0.2			
	計		0.2	計		0
		B.			F.	L
	費目	使 途	金 額	費目	使 途	金 額
	<u> </u>	文 近	(百万円)	<u>я</u> п	区 还	(百万円)
-						
-						
費目・使途						
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額						
とに最大の金額が支出されている						
者について記載						
が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記						
分かるように記 載)				=1		
	計		0	計		0
		C.	一		G.	1 A 65
	費 目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
			_			
	計		0	計		0
		D.			H.	
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
			1			
	計		0	計		0
	āl		U	ÁΙ		1

支出先上位10者リスト

7.11	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ジャパンプレミアム	美術品補償制度の関係書類の翻訳	0.2	随意契約	1